

二 爭議發生並解決 十月二十三日發生
三 事業主側

(1) 名稱 日本特殊鋼管株式會社砂町工場
(2) 本社並所屬工場所在地

本社 麴町区丸ノ内三丁目四番地 有樂館内

工場
砂町工場 城東区南砂町九丁目二四七。番地
戸田工場 埼玉縣北足立郡戸田村
川口工場 埼玉縣川口市領家

(3) 事業主、住所氏名

渡橋区西大久保町三丁目三五三番地
取締役社長 橋本圭三郎

(4) 事業の種類 鋼管及鑄鋼製造

(5) 資本金 五百万圓(拂込三百二十五万円)

(6) 企業系統 ナシ

(4) 使用労働者数 二八三名(男ノ一) 臨時工一三五

(5) 労働賃銀 本工日給最高三圓。二錢最低一圓十錢 平均一

円八十錢

臨時工通ジラ一圓五十錢

(6) 退職年當制度並福利施設の有無

退職年當ハ退年法ニ依ル

福利施設 ナシ

(4) 事業主ノ団体關係 ナシ

四 労働者側

(1) 爭議参加者数 一名

(2) 爭議参加者中組合加盟者数並其ノ組合名
一名 總同盟鉄工組合ニ加盟ス

(3) 同右

五 爭議發生原因